

各県立学校長 殿

教 育 長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた県立学校等における
感染拡大防止対策の一部変更について (通知)

各校におかれては、日頃から学校における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組まれていることに感謝申し上げます。

さて、標記については、令和4年2月4日付け青教育第1679号・青教ス第1172号、令和4年2月18日付け青教育第1775号・青教ス第1219号及び令和4年3月4日付け青教育第1880号・青教ス第1280号により、令和4年2月7日(月)から3月21日(月)までの間の取組を強化する旨通知したところです。

その後も、新規感染者数が高止まりしており、今後も一定程度、教育施設等での感染が広がると考えられること、また、進学、就職等に伴い、人流の増加が見込まれることから、3月22日(火)から4月10日(日)までの間、上記通知による取組の一部を変更し、下記のとおり感染拡大防止対策を実施することとしました。

つきましては、教職員に対して本通知の内容を周知するとともに、新年度に向け、各校が現在取り組んでいる感染防止対策を今一度点検し実効性を高め、校長の強いリーダーシップのもと、全ての教職員が感染拡大を生じさせないという強い意識を持ち、常に危機感をもって感染症対策に取り組むようお願いします。

また、児童生徒及び保護者に対しても、本通知の内容を周知の上、感染拡大防止に留意するよう指導願います。

なお、本通知の対応については、今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況等に応じて変更することがあることを申し添えます。

記

1 学校生活における密の回避

3月21日(月)まで実施してきた別紙1の2～5の対策を継続する。

2 部活動・対外試合等の制限

新年度の活動を見据え、3月21日(月)まで実施してきた対策を次のとおり変更する。

ただし、校長は、各部の顧問が作成する別添「部活動における感染対策チェックリスト」を確認の上、活動実施の可否を厳格に判断するとともに、活動中に感染防止対策が遵守されているかについても点検し、必要な指導を行うこと。

また、新入生を含め、部活動に参加する児童生徒に対し、感染防止対策の必要性についての指導を徹底すること。

(1) 活動 原則禁止 ⇒ 部活動の活動日数を週3日以内とする。

(2) 公式試合 原則禁止 ⇒ 慎重な判断の上、参加可能とする。

上記(1)及び(2)以外は、別紙1の6の対策を継続する。

3 外部人材の活用について

3月21日（月）まで実施してきた別紙1の7の対策を継続する。

なお、日常的に来校していない当該校の卒業生が、部活動の練習等に参加することについても禁止すること。

4 学校外における文化・スポーツ団体での活動等について

3月21日（月）まで実施してきた別紙1の8の対策を継続する。

5 長期休業期間中・後の感染症対策について

年度末・年度始めの長期休業期間中は、様々な活動が活発になる時期となることから、感染拡大を繰り返さないよう、家庭においても健康観察、換気等の基本的な感染防止対策を徹底するとともに、都道府県間の移動の慎重な検討、会食時の感染防止対策等について、児童生徒及び保護者に注意喚起すること。

併せて、長期休業後は、学校内での感染拡大防止のため、別紙1の1のとおり、軽微な場合でも平常時の体調と異なる場合は登校しないことを徹底すること。

6 本県の県立学校で感染が拡大したと考えられる事例等について

別紙2にとりまとめたので、各校の対策の参考として活用願います。

県民の皆さまへのお願い
新型コロナウイルス感染拡大防止



<https://www.pref.aomori.lg.jp/koho/covid19kakudaiboushi.html>

【担当】○保健管理等に関すること

スポーツ健康課 体育・健康グループ TEL 017-734-9907（直通）

○学習指導・学校行事・生徒の指導等に関すること

学校教育課 高等学校指導グループ TEL 017-734-9883（直通）

学校教育課 小中学校指導グループ TEL 017-734-9895（直通）

学校教育課 特別支援教育推進室 TEL 017-734-9882（直通）

県立学校における対策の強化（3/22～4/10）

- 1 本人や同居家族に風邪症状等（頭痛、のどの痛みや違和感、鼻のつまり、だるさ、味覚や嗅覚の異常、発熱、その他いつもと違う症状）が見られる場合、児童生徒及び教職員が登校または出勤しないことを徹底する。
- 2 各教科等については、「感染対策を講じてもお感染リスクが高い学習活動」を控える。
- 3 学校行事等は原則中止・延期する。ただし、次については、学校の実情に応じて慎重に検討する。
 - (1) 旅行・集団宿泊行事
 - ①感染状況を見極めながら、実施方法の適切な変更や工夫について検討するなどの配慮をする。
 - ②家族等に発熱・体調不良者がいる児童生徒は、修学旅行等への参加を取りやめてもらうなどの配慮をする。
 - (2) 儀式的行事
 開催方式の工夫を講じる。
- 4 オープンキャンパス、会社説明会、受験等、生徒の進路に係る県外移動については、感染対策に万全を期して行うこととし、オンライン等での参加が可能な場合は、参加方法を検討する。
- 5 各校の実情を踏まえ、学校生活のあらゆる場面において可能な限り密を避ける対応を徹底する。

〔取組例〕

 - ・ 空き教室、実習室等を利用して、1クラスを2つに分けて授業を行う。（課題の工夫、オンライン配信等）
 - ・ 昼食をとらずに下校できるよう、午前授業や短縮授業を行う。
 - ・ 短縮授業を組み合わせて、時差登校や分散登校を行う。
 - ・ トイレ等での密集を回避できるよう、クラスによって休み時間をずらす。
 - ・ スクールバス等での車内換気の徹底 等
- 6 部活動について
 「部活動実施上の留意事項について(令和2年12月21日付け青教ス第919号通知)」に基づき万全の感染拡大防止対策を講じるとともに、学校における生徒の接触機会をできる限り減らすため、活動を縮小して行う。
 - ① 活動日数
 部活動の活動日数を週3日以内とする。ただし、公式の大会やコンクール等（全国大会・東北大会や県内大会等）に出場する場合は、大会等当日の14日前から「運動部活動の指針（平成30年12月）」及び「青森県文化庁活動の指針（令和元年8月）」に基づく日数の活動ができる。
 - ② 対外試合
 ア 公式試合等
 青森県高等学校体育連盟、青森県高等学校野球連盟、青森県高等学校文化連盟、青森県中学校体育連盟及び青森県中学校文化連盟並びにこれらの団体の上部組織の団体が主催又は共催する大会、各競技団体（協会・連盟）が主催する大会については、事前に主催者が講じる新型コロナウイルス感染防止対策や会場となる地域（都道府県、市町村）の感染状況及び対応制限等を確認し、慎重に判断した上で参加可能とする。

<補足>

 - 審判講習会等のために、生徒を集めて行う練習試合や練習会の要素が強い地区大会への参加は認めない。
 - 参加に当たっては、原則、宿泊を伴わないこととする。ただし、公式試合等について、移動時間が長い場合等もあることを踏まえ、児童生徒の健康や安全を確保する観点から宿泊が不可欠だと校長が認める場合には、最小限の範囲で可能とする。なお、宿泊する場合には、適切に感染防止対策を講じること。
 - イ 公式試合等以外
 他校との試合（練習試合を含む。）は禁止する。

【大会等参加に当たっての留意事項】

A 一般的な事項

- a 毎日こまめな健康チェックをし、本人や同居家族に風邪症状等（頭痛、のどの痛みや違和感、鼻のつまり、だるさ、味覚や嗅覚の異常、発熱、その他いつもと違う症状）が見られる場合は、参加しないこと。（簡易検査キット等で陰性の場合も、風邪症状等がある場合は参加しない。）
- b 競技（運動）の合間や更衣室ではマスクを必ず着用すること。
- c 声援、指示など大声を出さないこと。
- d 公共交通機関利用後やエレベーター等、不特定多数の人と共用する箇所に触れた場合は、すぐに手洗い又はアルコール消毒を行うこと。
- e 更衣室等、換気の不十分な場所での長時間の滞在を避けること。
- f 移動の際も含めて、マスクを外した状態でのご会話は避けること。
- g マスクを外す飲食の場面では、特に注意し、3密にならないよう十分な距離を確保し、なるべく場所など工夫すること。
- h 大会後2週間は、毎日検温し、健康観察を徹底することとし、体調不良の場合は、自宅で療養し、気になる症状等があれば、かかりつけ医[※]に相談し、指示を仰ぐこと。
※かかりつけ医がない、相談先がわからない場合は、県コールセンターに問い合わせること。

B 全国・東北大会に係る留意事項

別紙のとおり。

③ 合宿（学校単独で行うものも含む。）は禁止する。

④ 練習等活動時の留意事項

ア 健康観察の徹底

毎日こまめな健康チェックをし、本人や同居家族に風邪症状等（頭痛、のどの痛みや違和感、鼻のつまり、だるさ、味覚や嗅覚の異常、発熱、その他いつもと違う症状）が見られる場合は、参加しない。

イ 密集場面の回避多くの人数が密集する場面で感染リスクが高まると言われていることから、更衣室等も含めて、人数制限を設けるなど密集しないようにするとともに、換気を徹底する。

ウ 場面の切り替わり時のリスク回避練習メニューが変わる場面やミーティングの際に、生徒が密接しないよう距離をとり、大声を出さない。

エ 部活動に付随する場面での対策の徹底

部活動終了後に、車座になって飲み物を飲みながら会話したり、食事を行ったりした際に感染が広がることを防ぐため、部活動前後での集団での飲食は控えるとともに、人との接触を避ける観点から、部活動終了後は速やかな帰宅を促す。

7 外部人材の活用について

外部人材（日常的に来校し、指導に当たっている者を除く。）の来校による直接の指導は原則禁止とし、必要な場合は、映像配信やオンライン等により実施する。

ただし、児童生徒の健康・安全に係る行事等のための活用については認める。

8 学校外における文化・スポーツ団体での活動等について

軽微な場合でも平常時の体調と異なる場合は、参加しないこととし、参加する場合は、各自が感染防止対策の徹底に努める。